

## 議案第 5 号

### 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

教育委員会所管の会計年度任用職員の職の新設について、関係する訓令を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2
- (2) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）第2条

別紙

**沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令**

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中副校長・教頭マネジメント支援員の項の次に次のように加える。

|         |   |
|---------|---|
| 校務支援コーチ | 県立学校の環境整備その他の校務の補助を行う会計年度任用職員の指導及び支援に関する補助的又は定型的な業務 |
|---------|---|

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中副校長・教頭マネジメント支援員の項の次に次のように加える。

|         |        |    |
|---------|--------|----|
| 校務支援コーチ | 行政職給料表 | 2級 |
|---------|--------|----|

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 学校の教職員の負担軽減を図るとともに、障害者の働きやすい環境を整備し雇用の受け皿を作る方策について検証するため、総合教育センター等に障害者雇用の会計年度任用職員とその指導員で構成する校務支援チームを置き、県立学校の環境整備やその他校務の支援業務を行っている。
- (2) 障害者雇用職員に対しては、その特性に配慮した指導及び支援を行う者の配置が必要となるため、当該チームの業務先との調整、障害者雇用職員の指導その他運営に係る業務を行う職員として、校務支援コーチを設置する必要がある。
- (3) 給与表及び職務の級については、業務内容が類似する障害者職業訓練コーディネーター及び障害者職業訓練コーチを参考に、行政職給料表とし、職務の級を2級とする必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年教育委員会訓令第4号）を次のように改める。＜第1条＞  
校務支援コーチの職を設置する。（第2条関係）
- (2) 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年教育委員会訓令第2号）を次のように改める。＜第2条＞  
校務支援コーチの給料表及び職務の級を定める。（第3条関係）
- (3) この訓令は、令和8年4月1日から施行する。（附則）

### 4 根拠法令

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2

- (2) 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）第3条

## 5 関係各課との調整状況

職の配置に係る予算については、総務部財政課と調整済み。

## 6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条）

| 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表 |  | 現 行  |
|--|--|--|
| 改正案  | 現 行  |  |
| (趣旨)   | (趣旨)   |  |
| 第1条 (略)  | 第1条 この訓令は、教育委員会における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この訓令は、教育委員会における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 |
| (設置)   | (設置)   |  |
| 第2条 (略)  | 第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。  | 第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。  |
| 職  | 職務内容   | 職  |
| (略)  | (略)  | 事務補助   |
| (略)  | (略)  | 事務補助（現業職）  |
| (略)  | (略)  | 県立学校就学支援金等業務専門員  |
| (略)  | (略)  | 沖縄県立離島児童生徒支援センター一生活指導員   |
| (略)  | (略)  | 非常勤講師  |
| 副校長・教頭マネジメン<br>ト支援員                                  | (略)  | 副校長・教頭マネジメン<br>ト支援員  |
| 校務支援コーチ  | 県立学校の環境整備その他の校務の補助を行う会計年度任用職員の指導及び支援に関する補助的又は定型的な業務  | (新設)   |
| 保健指導員  | (略)  | 保健指導員  |

|     |     |                 |  |
|-----|-----|-----------------|--|
| (略) | (略) | 情報処理教育指導員       | 沖縄県立総合教育センターにおける情報処理教育に関する補助的又は定型的な業務  |
| (略) | (略) | 県立高等学校就職支援員     | 沖縄県立高等学校の生徒の就職指導及び就職支援に関する補助的又は定型的な業務  |
| (略) | (略) | 特別支援教育支援員       | 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校において教育上特別の支援を必要とする生徒の学習支援又は生活支援に関する補助的又は定型的な業務                |
| (略) | (略) | 教育支援センター支援員     | 沖縄県教育支援センターにおける児童生徒の生活指導等に関する補助的又は定型的な業務                                       |
| (略) | (略) | 県立学校看護師         | 県立学校の特定の児童生徒等に対する医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。）の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務 |
| (略) | (略) | 県立学校学習支援員       | 沖縄県立高等学校における生徒の学習支援に関する補助的又は定型的な業務   |
| (略) | (略) | 県外就職支援員         | 県外就職者の求人開拓、求人情報の収集、定着指導等に関する補助的又は定型的な業務  |
| (略) | (略) | 外国語指導助手         | 沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務                           |
| (略) | (略) | スクールカウンセラー      | 公認心理師等による児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務                       |
| (略) | (略) | スクールカウンセラーに準ずる者 | 児童生徒のカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言及び援助等に関する補助的又は定型的な業務                                |
| (略) | (略) | スクールソーシャルワーカー   | 社会福祉士等による問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務                    |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| (略) | (略) | 問題を抱えた児童生徒の環境改善及び保護者、教職員等に対する支援、相談等に関する補助的又は定型的な業務  |
| (略) | (略) | 学習指導その他学校運営に係る指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務   |
| (略) | (略) | 市町村立小中学校における問題に係る相談の受付及び助言並びに研修に関する補助的又は定型的な業務  |
| (略) | (略) | 幼児期又は架け橋期（子の満5歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満7歳に達した日以後における最初の3月31日までの2年間をいう。）における教育に関する補助的又は定型的な業務          |
| (略) | (略) | 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に関する補助的又は定型的な業務 |
| (略) | (略) | 沖縄県立図書館の奉仕活動に関する補助的又は定型的な業務   |
| (略) | (略) | 沖縄県立図書館の図書館情報提供システムに関する補助的又は定型的な業務  |
| (略) | (略) | おきなわ県民カレッジ事業の実施に関する補助的又は定型的な業務  |
| (略) | (略) | 埋蔵文化財に関する調査によって得られた資料の整理に関する補助的又は定型的な業務   |
| (略) | (略) | 史跡及び埋蔵文化財の調査に関する補助的又は定型的な業務   |
| (略) | (略) | 文化財（史跡及び埋蔵文化財を除く。）の調査に  |
| (略) | (略) | スクールソーシャルワーカーに準ずる者  |
| (略) | (略) | 学校運営アドバイザー  |
| (略) | (略) | 学校問題解決支援コーディネーター  |
| (略) | (略) | 架け橋期コーディネーター  |
| (略) | (略) | 部活動指導員  |
| (略) | (略) | 図書館活動奉仕員  |
| (略) | (略) | 図書館情報処理員  |
| (略) | (略) | 沖縄県生涯学習コーディネーター   |
| (略) | (略) | 埋蔵文化財資料整理員  |
| (略) | (略) | 史跡・埋蔵文化財調査員   |
| (略) | (略) | 文化財調査員  |

|     |     |         |                                       |
|-----|-----|---------|---------------------------------------|
| (略) |     |         | 関する補助的又は定型的な業務                        |
| (略) | (略) | 史料編集業務員 | 沖縄県の歴史に関する史料の収集、整理、編集等に関する補助的又は定型的な業務 |

新旧対照表 (第2条)

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程 (令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号) 新旧対照表

| 改正案                   |        | 現行   |      |
|-----------------------|--------|--|------|
| (趣旨)                  |        | (趣旨)   |      |
| 第1条 (略)               |        | 第1条 この訓令は、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。)第3条第1項ただし書及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に關し必要な事項を定めるものとする。 |      |
| (規則第2条第3項の任命権者が定めるもの) |        | (規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)  |      |
| 第3条 (略)               |        | 第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。   |      |
| 職                     | 給料表の種類 | 職  | 職務の級 |
| 副校長・教頭マネジメン<br>ト支援員   | (略)    | 副校長・教頭マネジメン<br>ト支援員  | 2級   |
| 校務支援コーチ               | 行政職給料表 | (新設)   | (新設) |
| 保健指導員                 | (略)    | 保健指導員  | 2級   |

## ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

〔報酬等〕

**第二百三条の二** 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

②～④（略）

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## ○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

（任命の方法）

**第十七条** 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

**第二十二条の二** 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7（略）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

**第二十四条** 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第 42 号）

（報酬）

**第 3 条** 会計年度任用職員の報酬は、日額、時間額又は月額で支給するものとし、その額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）の規定の適用を受ける職員（以下「常勤の職員」という。）に適用される給料表（同条例第 5 条第 1 項各号に掲げる給料表をいう。）に掲げる当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の給料月額を計算の基礎として、常勤の職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い算定された額とする。ただし、これにより難しい場合は、職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性を考慮して、任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める。

2～3 （略）

○沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成 28 年沖縄県訓令第 5 号）

**第 2 条** 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる部局に、同表の中欄に掲げる職を設置し、その職務内容は同表の右欄のとおりとする。

| 部局    | 職               | 職務内容  |
|-------|-----------------|---|
| 商工労働部 | 障害者職業訓練コーディネーター | 障害者委託訓練に関する個々の障害者の状況の把握及び情報の収集、委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネート等に関する補助的又は定型的な業務 |
| 商工労働部 | 障害者職業訓練コーチ      | 障害者委託訓練の受講者に対する事前の訓練方針から訓練終了後の就職支援までの専門的・総合的な支援等に関する補助的又は定型的な業務           |

○会計年度任用職員の給与に関する規程（令和 2 年沖縄県訓令第 6 号）

**第 3 条** 規則第 2 条第 3 項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。

| 職               | 給料表の種類 | 職務の級 |
|-----------------|--------|------|
| 障害者職業訓練コーディネーター | 行政職給料表 | 2 級  |
| 障害者職業訓練コーチ      | 行政職給料表 | 2 級  |

※ 校務支援チームの給与表及び職務の級は、業務内容が類似する障害者職業訓練コーディネーター及び障害者職業訓練コーチを参考に、行政職給料表とし、職務の級を 2 級とする予定である。